

令和 8 年 9 月定例会 10月2日（金）1 番

大阪維新の会大阪府議会議員団 植田 正裕 議員

一般質問



大阪維新の会 大阪府議会議員団の 植田 正裕 です。

今回の質疑につきましては、これまでに行ってきた様々な質問の中から医療福祉、教育の分野に絞って、その後の取組状況を追っかけていきたいと思う。過去の質問と重複する部分もあるが、ご理解いただきたい。では早速順次質問させて頂く。

1 精神障害者保健福祉手帳の交付審査について

令和 7 年 11 月の本議会でも質問したが、障がい者手帳は、様々なサービス等を利用し、自立と社会参加のために重要な制度であると認識している。その中で精神障害者保健福祉手帳は府域全体で令和 3 年度末の約 11 万 1 千人から令和 7 年度末の約 14 万 6 千人というように、5 年間で所持者数が 1.3 倍に増加している。所持者数の増加は、精神障がいに対する理解が広がったこと等、様々

な要因が重なっていると考えられる。

こころの病気は、誰もがかかる可能性がある。だからこそ、様々なサービス等を利用して、生活を支えるきっかけとなる手帳制度は、府民から信頼されるものとして、今後も維持していくことが大切である。

そのためには、手帳の交付手続き、特に審査については、その判断に偏りがあってはならず、公正かつ適正なものであることが重要である。手帳の申請には、「医師の診断書」又は「年金証書の写し」を提出することとなるが、厚生労働省の判定基準をもとに、手帳交付の可否及び障害等級の判定を行っていると言っている。

そこで、手帳交付の可否及び障害等級の判定を行うにあたって、府ではどのような体制・基準に基づき審査を行っているのか、健康医療部長に伺う。

【健康医療部長】

- 精神障がいのある方がその状態に応じて必要な福祉サービスや支援を受けていただくためには、精神障害者保健福祉手帳制度の適正な運用を図っていくことが重要と認識。
- 精神症状の現れ方等は一人ひとり異なることから、審査にあたっては、医師の診断書をもとに申請者の精神疾患の状態とそれに伴う日常生活への支障の両面から、厚生労働省の判定基準に基づき、行っている。
- 医師が診断書を記入するに当たっては、特に留意すべき事項について、詳しく府ホームページに掲載しているところ。また、当該診断書については障がいの状態を適切に判定するため、まず府が委嘱した判定会議委員である精神科医の審査に加え、こころの健康総合センターの精神科医が審査を行うダブルチェックの体制を整えている。
- 引き続き、適切な審査体制のもと、制度を運用していく。

2 精神障害者保健福祉手帳所持者等への地域での支援について

精神障害者保健福祉手帳の交付を希望する場合、お住いの市町村で申請の手続きを行うこととなる。加えて、障がいの状態が変わったときは等級変更の手続きをすること、また、精神障がいの状態にあることについて2年ごとに認定を受けなければならないこと等も、精神保健福祉法において定められている。

そこで、申請者等に制度を理解いただき適切な手続きをとっていただくために、府としてどのような取組を行うのか福祉部長に伺う。

【福祉部長】

- 精神障害者保健福祉手帳の所持は、障がい福祉サービスを利用する上で必須ではないものの、精神障がいのある方が必要な支援につながるための重要な制度である。
- 交付を希望する方に対しては、市町村窓口において制度の趣旨や利用できる支援等の説明が行われている。また、府においては、その窓口職員等を対象に作成する「福祉のてびき」等により、制度内容の周知を図っているところ。
- 手帳の申請や更新、等級変更など、法が定める手続きを適正に行っていただくため、今年度、市町村に対し、申請の受付や手帳交付の機会を通じて丁寧な説明を行うよう働きかける。
- 府としては、制度への理解促進を図り、必要な方が適切に手続を行い、必要な支援につながるよう取り組んでまいる。

【要望】

一度、手帳の交付を受けると、一見「当該障がいの支援とは無関係」と思われるものも含め、様々な社会的サービスを利用することができる。残念ながら、このサービスを求め、悪意を持って申請あるいは更新手続きを行う者がいないわけではない。こうした不正は、1件たりとも見逃してはならない。例え精神科医のダブルチェックとはいえ、人のチェックには、様々な要因によって誤りが発生することもまた、事実。

そこで、審査を更に厳密に行うため、精神科医の他に、人の精神に係る分野の専門家にも参加いただき視点の多角化を図る。或いはAIを活用するなどして、より客観性を強めてはと考える。少なくとも、一般の方々に疑義を持たれるような審査結果を生むことは、本当に苦しんでおられる方々にとって厳しい事であり、決してあってはならない。ぜひとも検討いただきたい。

3 障がい者の福祉用具について

障がいのある方が地域で自立した生活を送り、就学や就労などの社会参加を

進めるためには、補装具や日常生活用具は欠かせないものである。

これらの用具については、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度や日常生活用具給付等事業により給付の対象とされているが、お住まいの市町村によって差が生じる現状がある。

例えば、近年、利用者が増えている人工内耳では、定期的に交換を要する電池などが必要であるが、電池を給付対象とするかは市町村によって異なる。しかしながら、日常生活に欠かせない用具については、どの市町村でも同じ支援を得られるよう求める声が寄せられている。

そこで、補装具や日常生活用具に対する支援の充実に向けて、大阪府としてどのように取り組んでいるのか、福祉部長に伺う。

【福祉部長】

- 日常生活用具給付等事業は、市町村により給付の対象とする品目が異なることから、例えば、人工内耳用電池や付属品の給付状況を調査し、その結果を市町村へ情報提供するなど、市町村における制度運用の参考となるよう、取組事例の共有に努めている。
- 一方、補装具費支給制度は、国が定める補装具を給付対象とする全国一律の制度である。このため、人工内耳用電池をはじめ、利用者の経済的負担が大きい用具を給付対象品目に加えるなど、国に対して制度の拡充を求めてきた。
- 府としては、今後とも、障がい当事者や家族のニーズを踏まえ、市町村への情報提供や国への働きかけを通じて、障がいのある方が必要な用具を利用しやすい環境づくりに取り組んでまいらる。

【要望】

府は、国と市町村に挟まれて出来ることが限られるのかもしれないが、如何にすれば、障害者の生活に資する更なるリーダーシップが発揮できるのか、もっと探究してほしい。

4 第2次大阪府地域医療構想における診療領域の機能分化、人材確保について

府民が安心して医療を受けられるには、人材確保の観点、医療の役割分担や、

入院から在宅医療までの切れ目のない体制構築、医療と介護との連携強化など、多面的に取り組を進めていく必要がある。

府において検討中の第2次地域医療構想は、これらの取り組みを進めることを視野に入れた構想と聞いている。そこで、順次、関連する質問を行っていく。

初めに、今後、府域において医療提供体制を構築する上で極めて重要である地域医療を担う医師の養成・確保について伺う。

限られた医療資源をより効果的に運用するため、これまで急性期・慢性期・回復期など症状によって医療機能の分担を考えてきたという認識。これを横軸とすると、これからはその横軸に加えて診療領域という縦軸からの機能分担を考えることが重要だと考える。

というのも、各医療機関が診療領域の専門性を高めることで、レベルアップを志向する医師が集まりやすくなり、結果として、医師不足や偏在の解消につながるのではないかと考える。

一方で、医療機関にはそれぞれの設置主体の意向があり、また医師確保となれば、一朝一夕に実現できるものではありません。

そこで、次期地域医療構想において、診療領域の機能分担や人材確保についてどのように、またどういったスケジュールで進めていくのか、健康医療部長に伺う。

【健康医療部長】

- 限られた医療資源のもと、持続可能な医療提供体制を構築するため、第2次大阪府地域医療構想においては、各病院の強みを活かした分化・連携に向けて、新たに医療機関機能の位置づけや、診療領域ごとの実態を見える化し、各医療機関が担う役割の明確化や医師確保に取り組む。
- とりわけ、緊急性が高く、専門的処置を要する脳血管疾患や心血管疾患、消化器疾患等の診療領域においては、将来に向けて、休日・夜間を含めた受入体制を維持するための分化・連携を進めていく必要がある。
- 今年度より、地域における協議の場において、診療領域ごとの医療需要、手術等の実施状況や医師の配置状況、圏域での過不足等を総合的に勘案しながら、各医療機関が担う機能を2028年度末までに決定しつつ、役割分担等に応じた連携・再編・集約化が図られるよう議論を進めていく。
- 一方、医師の確保については、5大学病院との会議体において、今後、各圏域の診療領域ごとの

医療提供の状況等を共有しながら、地域での医療機能確保に必要な医師派遣の仕組みの検討を進め、安定的な医師確保に取り組んでいく。

5 在宅医療の質の向上に向けた取組について

高齢化が進む中、在宅医療の必要性がますます高まってくる。令和6年2月議会では、在宅医の計画的な育成に関する取組について質問し、「令和6年度から在宅医療において積極的役割を担う医療機関を位置づけ、在宅医療現場での研修の機会を確保し、人材を育成していく」旨の答弁をいただいた。

在宅医療の現場では、限られた検査機器を使用して診察・診断を行わなければならないことから、在宅医にはより高い専門性と診察経験の蓄積はもちろん、患者・家族に寄り添い、より分かりやすく、より平易な言葉で症状等を伝える技術が求められている。医師に対する研修には、その観点も含めて育成していくことが重要である。

そこで、在宅医療を担う医師の育成とその質の向上をより一層進めていく必要があると考えるがどうか。健康医療部長に所見を伺う。

【健康医療部長】

- 今後、高齢化により増加する在宅医療のニーズに対応するため、本府では、各二次医療圏で設定している「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を中心として地域の体制を構築するとともに、これを支える医療従事者等の育成に取り組んでいる。
- とりわけ医師等を対象に、在宅での医療技術や関係機関との連携、ACPの支援等を在宅医に同行して学ぶ同行訪問研修については、近年受講者が大きく増加しており、令和7年度は271人に受講いただいた。
- 今後、研修内容に、患者や家族に寄り添い、分かりやすい言葉で伝える技術やコミュニケーション手法を取り入れるなど、質の向上に向けた取組を一層進めることで、在宅医療を支える人材確保に取り組んでいく。

【要望】

繰り返しになるが、在宅医は少ない機材のなかで、患者の状況を

的確に見極める専門的な力が必要であり、経験値が求められる。これからは、学んだことを現場でしっかりと実践してくれる医師をどう育てるのかといった課題と共に、ある程度経験を積んだ医師には、さらに高みをめざして頑張ってもらふ仕組み・インセンティブも必要ではないかと思う。

訪問診療は、毎日の生活の場である家庭に医師が入っていくものであり、患者やご家族に寄り添う診療を行うことで信頼関係を構築することが不可欠。

そのため社会人経験が少ない医師に対しては、コミュニケーションの取り方を研修内容に入れるなど、患者家族に寄り添った医療ができる医師を育成してほしい。

6 医療と介護の連携に向けた課題と取組について

医療と介護の連携について伺う。

これまでの議会でもたびたび指摘し続けているが、医療・介護連携が進まない一因としては、医療現場と福祉現場の患者・利用者情報の共有方法が不十分であることなどが挙げられている。

しかし私としては、やはり医療・福祉関係者双方の意識改善が先ではないかと考えている。医療関係者は、もう少し退院後の療養生活に意識を向けていく必要があるのではないかと。一方で福祉関係者も、もう少し医療的知識の理解を深めていく必要があると考える。

更に言うと、「連携が重要」という認識はあっても、中々具体的な行動に結びついていないのが実情ではないか。現場を担う関係者一人ひとりが、テリトリー意識を改め、自分の役割を問い直し、相手の立場に立ち、そして「どうすればもっと、ご本人に寄り添うことができるのか」を、考えて、考えて、考え抜くことが、今ほど求められている時はないと思う。

医療と介護の連携は、超高齢社会を迎える中で不可欠であるが、府はどのように課題を認識しどのような取組を進めていこうと考えているのか、健康医療部長、福祉部長、それぞれの所見を伺う。

【健康医療部長】

- 今後、医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者のさらなる増加が見込まれる中、医療と介護の双方の関係者が立場を理解し、患者の入退院時などに連携した対応を行うことで、切れ目のない体制につなげていくことが重要と認識。
- そのため、府では、関係団体と連携し、介護支援専門員からの視点を踏まえた患者支援ができる看護師の育成や、医療と介護の人材が各々の役割を理解し連携を図るための研修を実施している。
- また、病院の医療関係者と介護支援専門員等が共同で患者への説明等を行う診療報酬を算定した医療機関の増加を医療計画の目標値に位置付けるとともに、こうした連携に必要な人材の配置に対し支援を行っている。
- 今後とも福祉部と連携しながら、医療と介護の相互理解に基づく支援体制の構築に取り組んでいく。

【福祉部長】

- 高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる推進に向け、医療と介護の連携体制の構築が重要。
- 保険者である市町村が主体となり、医療と介護の相互理解を深めるための研修や多職種連携会議の開催などを進めているが、地域によって連携状況に差が生じている。
- そのため、府では、市町村との会議を開催し、好事例の横展開を図るとともに、相互理解を促進するための人材育成研修を実施するなど、市町村の課題解決に向けた支援を行っている。
- 今後も引き続き、市町村や健康医療部とも連携を図りながら、地域の取組み状況の把握に努め、広域自治体としてより効果的な支援策を講じることにより、府内全域で医療と介護の連携が一層深まるよう取り組んでいく。

【要望】

医療と福祉の連携は、ご本人の自立と地域生活の持続にとって不可欠な課題であるため、健康医療部・福祉部が本気で連携し、能動的な府の強いリーダー

シップのもと、幹部はもとより現場の関係者が真剣に向き合い、知恵を絞り、行動を変えるような、具体的な方策を講じていただきたい。



7 すべての子どもの成長につながる大阪の教育の在り方について

問1

私は、これまでも、特定分野に特異な才能のある子どもに対する教育について、この議会の場で議論を深めてきた。このような子どもを含め、すべての子どもたちがその能力を存分に発揮できる環境が学校で整えられるよう強く願っている。

特定の分野に特異な才能のある子どもを含め、多様な子どもたちを支え、成長させるために、府教育庁として、小中学校に対してどのような取り組みを行っているのか、教育長に伺う。

【教育庁】

○ 特定分野に特異な才能のある児童生徒を含め、多様な子どもたちの成長には、一人ひとりに合った学習環境を提供できるようにすることが重要と認識。そのために、学校は当該児童生徒や保護者の

想いをしっかり聞き取ったうえで、協働的な学びの中で、自らの得意な分野で活躍できる場面の創出等を行っている。

○ 例えば、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対しては、自らの興味関心を掘り下げる探究活動に取り組み、その成果を集団の中で発表する等の取組を行っている。加えて、児童生徒の希望に応じて、学校外の学びの場につなげるよう情報提供等も行っている。

○ 引き続き、市町村に対して指導助言を行い、すべての子どもの成長を支えられるよう取り組んでいる。

問2

高等学校においても、特定分野に特異な才能のある生徒一人ひとりが、その能力や可能性を十分に伸ばし、発揮できる環境づくりが必要である。また、生徒それぞれが夢や目標の実現に向けて主体的に進路を選択し、希望する進路へ進むことができるよう、キャリア教育等の充実についても重要であると考え。そこで、府教育庁として、多様な生徒の才能や能力を伸長するために、府立高校に対してどのような取組を行っているのか、教育長に伺う。

【教育庁】

○ 府教育庁では、生徒一人ひとりの興味・関心や能力、適性に応じて、その可能性を最大限に引き出し、希望する進路を実現することが重要であると認識しており、様々な分野でその才能を伸ばす教育活動を展開している。

○ 例えば、情報分野においては、情報科学の問題解決能力を競う「情報オリンピック」の全国大会出場をめざし、複数校の生徒を対象とする対策講座を実施しているほか、物理・工業分野においては、建築関連企業や著名な建築物等を訪問し、最先端の技術やデザインを学ぶ研修ツアーを開催するなど、在籍校の枠を超えた学びや大学・企業等と連携した専門的な学習機会を提供している。

○ 引き続き、府教育庁として、多様な生徒が自分の良さや能力を発揮できるよう取組を進めてまいる。

【要望】

小中学校教育の主体は市町村にあるので、府教育庁が具体的な施策に口をはさむことが難しいことは承知している。しかしながら本質問のテーマである「特異な才能のある子」の才能を遺憾なく伸ばすためには、小学生の期間ほど重要な時期はないと考える。というのも、持てる才能をピュアに素直に、本人でさえ意識できているのかどうか不明なまま、ある意味無邪気に発揮できると考えられるから。だからこそ、教職員を先頭に周りの大人たちがそれに気づき、できるだけ早く適切に誘い導くことが重要。

そう考えれば、府教育庁が主体的に、そういった機会や道筋をできるだけ多く用意し、市町村を通じて選択肢を子どもたち提供していく等によって、大人の理屈ではなく子ども目線を真ん中においた育成といった面でリーダーシップを発揮していくことは、大いに可能と思う。

今現在、大学などとの連携で、そういった取り組みをしていると聞いているが、府教育庁が「主体的」でなければ「大阪らしさ」の創出はリードできない。高校教育では、府教育庁のグリップが直接的に表れやすいこともあり、様々な取組みが小中学校よりもよく見える。だからこそ答弁いただいた取り組みで十分だろうかと疑念をもつ。たとえば「飛び入学制度」の利用について。平成10年度にこの制度を導入した国立千葉大学では、今年の7月時点で108名の入学実績があるようだが、大阪の高校生が含まれているか否か、府教育庁では情報がなく不明とのこと。つまりこの制度に興味がないということと理解した。

こういう道があるなら、少なくとも府内高校生に広く周知して挑戦の機会を積極的に提供してみてもはどうだろうか…。そうした姿勢に「自分たちの能力伸長を本気になって大人たちが支援してくれているのだ」と子どもたちが気付いたところから「大阪らしい教育」が生まれてくると考えられないか。是非真剣に考えてもらいたい。

「想いの無いところに道はつかない」。まずはあるべき姿や進むべき。方向性をしっかり見定めて覚悟を定め、どう工夫すればたどり着くことができるのかを

考え行動することが、強く求められている。

制度や仕組みに意味をもたらせるのは「魂」に他ならない。そして「評価は自分でするものではなく、100%他人がするもの」であることを、今一度肝に銘じていただきたい。

そのためにも「策士、策に溺れる」であってはならない。府民の理解と乖離した施策は不安材料でしかない。

何のためにこれをやるのか、だれのためにやるのか…常に原点に戻って考えていただきたい。

以上で私の一般質問を終わります。

ご清聴いただき誠にありがとうございました。

